

1. 日程等

（1）日程

2022年6月12日（日）～19日（日）

（2）出張者

中里 実 会長
佐藤 主光 委員

（3）随行者

上田 健太 財務省主税局調査課課長補佐
間宮 将大 総務省自治税務局市町村税課課長補佐
中村 茜 財務省主税局調査課外国調査第一係長

※ なお、随行者の役職は出張当時のものである。

（4）訪問先

財務省、内国歳入庁、合同租税委員会、上院財政委員会（共和党スタッフ）、下院歳入委員会（民主党スタッフ）、ニューヨーク州政府、タックス・ポリシー・センター、デロイト、KPMG、EOS 会計事務所

2. 調査概要

以下は、今回の調査において、

（1）米国における昨今の財政・税制を巡る動向

－ バイデン政権の財政・税制に関する取組の概要及び考え方や評価

（2）経済社会の変化を踏まえた税制のあり方

- － ギグ・エコノミー等に関する税制・税務行政の動向
- － 個人事業者等の税務手続を巡る動向
- － 国際課税を巡る動向
- － 海外投資に関する税制・税務行政の動向

について聴取した内容を、概要としてまとめたものである。

※ 以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容等を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

※ 本資料における邦貨換算レートは、1ドル=114円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：2022年1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(1) 米国における昨今の財政・税制に関する動向

今回の政府税制調査会の海外出張では、米国において、コロナ禍において又はコロナ禍を経て財政・税制上にどのような課題があると認識され、どのような対応が採られてきたのか聴取した。

2021年1月に発足したバイデン政権は、コロナ禍による経済への影響等を踏まえ、議会民主党とともに、ビルド・バック・ベター法案（後にインフレ抑制法と名称を変え、成立）などの経済財政政策を打ち出してきたところ、バイデン政権が打ち出す税制改正案の背景にある考え方等について聴取を行った。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【バイデン政権の財政・税制に関する取組の概要及び考え方や評価】

米国においては、コロナ禍による経済への影響等を踏まえ、巨額の財政出動が提案されているが、同時に、財政赤字の削減策や財源確保策として、税制改正案も提案されている。

また、バイデン政権の税制改正案には、個人間の所得の分布の偏りや、一部の大企業において利益に比して税金の支払いが少ないといった状況等を踏まえ、高所得者や大企業へ応分の負担を求めるという応能負担の考え方が背景にあることが伺える。

■ ビルド・バック・ベター法案

- ・ 2021年9月27日、教育・医療・育児分野への投資や住宅インフラの整備等の施策からなる10年間の歳出計画として下院に提出された（同年11月19日の下院通過時の議会予算局の推計によると、1.7兆ドル（194兆円）規模）。
- ・ 利益が10億ドル（1,140億円）超の大企業に対する15%の最低課税や、上位0.02%の高所得者に対する追加課税、純投資所得税の適用範囲の拡大など、税制改革等により必要な財源の確保を検討している。
- ・ 法案の内容を巡って民主党内で議論が行われている中、2022年7月27日、上院民主党指導部と同法案に反対の民主党議員の間で、税制・エネルギー等に関する法案について合意（下記の2022年インフレ抑制法として成立）。

■ 2022年インフレ抑制法（2022年8月16日成立）

- ・ ビルド・バック・ベター法案の名称及び一部内容を変更し、2022年8月16日、バイデン大統領の署名を経て成立。
- ・ エネルギー安全保障や気候変動対策が盛り込まれる一方、インフレに対処するため、総額3,000億ドル（34兆円）規模の財政赤字の削減策も盛り込まれた。
- ・ 財源確保策として、ビルド・バック・ベター法案の一部であった利益が10億ドル（1,140億円）超の大企業に対する15%の最低課税や、内国歳入庁の税務執行の強化等が盛り込まれている。

■ 2023年度・大統領予算教書（2022年3月28日公表）

- ・ バイデン大統領は、予算教書において、経済成長や安全保障のための投資を行い、その財源として、法人税率の引上げ（21%→28%）や、資産1億ドル（114億円）超の富裕層の所得（保有株式等の未実現利益を含む）に対する20%の最低課税等を提案（10年間で1兆ドル（114兆円）以上の財政赤字の削減を見込んでいる）。
- ・ 同日公表した税制改革案において、所得税の最高税率の引上げ（37%→39.6%）や、高所得者層に対するキャピタルゲイン課税の強化（20%→37%）等を発表。

※ 予算教書は、あくまで政権としての「提案」であり、議会に対する拘束力はない。

【所得税関係】

<所得税率の引上げ>

- 米国においては、通常所得や短期キャピタルゲイン、非適格配当の所得税の最高税率は 37%となっている一方、長期キャピタルゲインや適格配当の最高税率は 20%となっている。ただし、金融所得には 3.8%の純投資所得税が課されるため、短期キャピタルゲインや非適格配当などの場合は最大で 40.8%、長期キャピタルゲインや適格配当の場合は最大で 23.8%の税率となる。これに加えて州税も課される。【財務省、合同租税委員会】
- 株式を 1 年以上保有する人の場合、保有期間の中央値は 5～7 年程度となっている。【財務省】
- 財務省のウェブページに掲載されている 2022 年の予測値では、上位 10%の家庭が労働所得の 40%と資本所得の 80%を得ている。一方、残り 90%の家庭においては、資本所得が占める割合は 10%を超えていないなど、所得が偏っている。通常所得に対してキャピタルゲインの税率が低いということは、すべての所得が通常税率で課税される世界と比較して、高所得者層に不釣り合いに有利な税制となっている。こういったことから、富裕層や高所得者層への増税を望む政策が出てくる。政策的な関心がこの分野にはある。【財務省】
- 米国において所得格差が拡大していることは、かなり明確だと思われる。しかし、それがどの程度まで拡大しているかを測定することは難しい。生涯所得ではなく、年間所得を測定する場合、その所得の変動がどの程度一時的なものであるのかが問題となる。【合同租税委員会】
- 所得税の増税は、高所得者層の労働力供給に何らかの影響を与えるだろう。しかし、長期的なマクロ経済への影響という点では、影響はそれほど大きなものではないと考えられる。【タックス・ポリシー・センター】
- 今回の所得税に関する提案は、一部の高所得者層を対象としたものであることに留意する必要。税率の引上げに伴い、キャピタルゲインの実現を先送りする動きもあるだろうが、投資が大きく減少することはないだろう。【財務省】

<その他>

- 純投資所得税を導入した背景を理解するには、勤労所得と不労所得を分けて考える必要がある。給与所得には最高 3.8%のメディケア税が課されるため、勤労所得と不労所得の平等な取り扱いの観点から、2013 年に 3.8%の純投資所得税が金融所得に対して導入された。【財務省】
- 下院通過時のビルド・バック・ベター法案には、高所得者に対する追加課税が含まれている。これは、1,000 万ドル（11 億円）を超える所得に 5%、2,500 万ドル（29 億円）を超える所得に更に 3%の追加課税を課すもの。その結果、高所得者は、所得税の最高税率である 37%に加えて、5%と 3%が追加課税されることで、最高税率が 45%となる。【下院歳入委員会（民主党スタッフ）・デロイト】

【法人税関係】

<法人税率の引上げ>

- 法人税については、現在の 21%から 28%まで引き上げることとされており、トランプ減税以前の標準である 35%に戻すことを意図している。様々なオプションが検討された結果、中間の 28%となった。米国においては、法人税の課税ベースの大部分は超過利潤となっているという過去の調査

※を踏まえると、今回の法人税の引上げが、企業の投資判断に影響を与え、経済に歪みをそれほどもたらすとは考えていない。【財務省】

- ※ 例えば、米財務省のエコノミストの研究（2016年）によると、米国では、低金利環境を背景とする正常利潤の低下と無形資産の重要性の高まりによる超過利潤の増加を背景に、法人税の課税ベースに占める超過利潤の割合は、60%程度（1992年～2002年）から、75%程度（2003年～2013年）まで増加していると推計されている。また、財務省幹部は、議会証言などにおいて、上記研究に加え、人口動態の変化に伴う非課税の退職勘定の増加や海外投資家による株式の保有等を背景に、米国企業の所得が個人段階で十分に課税されていないことから、法人段階での課税の必要性を指摘する研究を踏まえ、法人税率引上げの必要性を主張している。

<利益が10億ドル（1,140億円）超の大企業に対する15%の最低課税>

- この15%の最低課税の提案は、株主に対しては利益を申告しているが、税務申告書における課税所得が少ないため、ほとんど税金を負担していない企業をターゲットにしており、財務諸表上の所得に対して課税することを意図している。このような矛盾を抱えているのは、規模が非常に大きい一握りの企業のみとなっている。同時に、本提案では、研究開発税制など、重要な優遇措置に影響が出ないように設計されている。【財務省・合同租税委員会】
- 米国では、通常、課税ベースを決定する際に財務諸表上の所得を参照しないため、これは珍しい法律である。民主党のウォーレン上院議員率いるグループの主張によるものである。ウォーレン上院議員は、大企業が税金の支払いを少なくすることができるような優遇税制が存在することに反対しており、彼女によれば、大企業は低い税率となるように人為的に操作していると主張している。【下院歳入委員会（民主党スタッフ）】
- 15%という税率は、税収と企業の国際競争力のバランスの点で最も良いことから選ばれた。【下院歳入委員会（民主党スタッフ）】

<その他>

- 米国の研究開発税制は、1981年のレーガン政権時に導入された。細かな計算方法は変わってきているが、基本的な骨格は変わっていない。以前から利用が多いのはライフサイエンス系の企業だが、近年はソフトウェア開発やシステム関連のIT企業の利用も増えてきており、システム開発はこの10年くらいのトレンドとなっている。【KPMG】
- 2009年に米国会計検査院（議会の付属機関）が出したレポートによると、研究開発税制は、数百社の超大企業が利用の半分を占めると指摘されていた。【デロイト】
- 2016年に、適格な中小企業（収入が500万ドル（5億7,000万円）未満で、直近5課税年度より前の課税年度で収入がない企業）に対して、25万ドル（2,850万円）を上限として、研究開発税制のクレジットを雇用主負担分の社会保障税に適用することができる制度が導入された。【デロイト】

【その他】

- 我々にとっては増税の時期ではないが、支出を増やす時期でもない。【上院財政委員会（共和党スタッフ）】
- 議会予算局の予測によると、2029年には利払い費が連邦政府支出の中で3番目に大きなカテゴリーとなり、老齢・遺族・障害年金（公的年金制度）とメディケア（高齢者・障害者に対する公的医療保険制度）に次ぐものになるとされている。【タックス・ポリシー・センター】

(2) 経済社会の変化を踏まえた税制のあり方

わが国では、デジタル化・グローバル化に伴う経済社会の変化が生じているが、米国においても、このような変化に対して、どのように税制や税務行政において対応を行い、またそれらを発展させていくのかについて聴取を行った。

1. ギグ・エコノミー等に関する税制・税務行政の動向

わが国でもギグ・エコノミー等の進展がみられる中、米国においても、こうした経済社会の構造変化により、従来型の雇用契約に基づく労働関係によらない働き方増加しているのではないかとの問題意識のもと、一般的に第三者による源泉徴収や当局への報告対象とならないギグワーカー等の所得をどのように把握しているのかについて聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

- ・ ギグワーカーについて、内国歳入庁は、「行為面（仕事の進め方を誰が決めているか等）」、「金銭面（経費は誰が負担しているか等）」、「労働者と会社の関係性（有給休暇や年金制度が提供されているか等）」の3点を総合的に勘案し、従業員か請負業者（Independent Contractor）のいずれかに分類すべきとの見解を示している。
- ・ ギグワーカーの所得の把握方法の1つとして、従業員でない者に年 600 ドル（6万8,400円）以上の支払いを行った者に対して、年1回、法定調書である Form 1099-NEC を内国歳入庁に提出する義務がある。
- ・ 第三者決済機関に関して、これまで把握できていなかった副業としてギグワーク等を行っている個人も対象とするため、2022年の申告より、ユーザーの取引情報に係る法定調書の提出要件が厳格化され、従来は、「年間200回超かつ総額2万ドル（228万円）超の取引」を行ったユーザー情報が申告の対象だったが、取引回数の要件が撤廃されるとともに、取引額の閾値が年間で総額600ドル（6万8,400万円）超へと引き下げられた。

- 現在、独立した契約労働を行う従業員が全体の11%程度を占めると予想しており、約20年前の約9%から上昇している。これはかなり大きな成長で、いくつかのオンラインプラットフォームが軌道に乗り始めたということだと思ふ。また、雇用主から所得税を源泉徴収されている伝統的な労働者は10%程度しか増えていない一方、伝統的な雇用労働とギグワークの両方を行う労働者は30%も増えている。したがって、最近では副収入を得ている者が増加していると言えるのではないかと。また、独立した請負仕事しかしていない労働者は50%増加している。このように、ギグ・エコノミーは、伝統的な雇用形態に比べ、大きな成長を遂げている。【財務省】
- ギグワーカーを従業員として扱うべきか否かという議論は、米国でも存在している。【KPMG】
- 従業員と独立した請負業者になるギグワーカーの違いは、税務当局への収入の報告方法にある。従業員の場合は、源泉徴収票（Form W-2）が発行され、雇用主は所得税の報告をする義務がある。そして、雇用主と従業員のそれぞれが支払う社会保障税とメディケア税が加算される。従業員レベルでの税務コンプライアンスは、報告によって強化されている状況。【財務省】
- 独立した請負業者は、ギグ・エコノミーという言葉が生まれる前から存在している。彼らに関しては、Form-1099といった法定調書を通じて、当局は支払いに関する情報を得ているが、コンプライアンス面ではまだまだ課題がある。【財務省】
- 情報報告を増やすことに多くの労力を割いている。実際にどのような収入があるのか、ある程度把

握できるようにするためである。労働者への支払いの変化に対応するため、2012年にForm 1099-Kという法定調書を作成した。これにより、主要なカード決済の取引や第三者ネットワーク取引などを通じた支払いを把握することができるようになった。重要なことは、eBayやPayPal、Uberといったオンライン・プラットフォームを通じて支払いを受けている場合である。2012年にForm 1099-Kを導入したのは、大規模なユーザーを取り込むためのものであったため、それを提出する必要があるのは、少なくとも年間200件超かつ総額2万ドル（228万円）超の取引を行ったユーザーだけである。つまり、副収入として利用しているような小規模なユーザーは対象外となるため、ここ数年、この法定調書を見直す必要があると判断した。そこで昨年、年間200件超かつ総額2万ドル（260万円）超だった閾値が、取引件数にかかわらず、一律600ドル（6万8,400円）に引き下げられた。とはいえ、必ずしも全員を把握できるわけではないが、これまで把握できていなかった多くの労働者を把握できるようになった。【財務省・合同租税委員会】

＜その他＞

- 内国歳入庁によるタックスギャップの調査によると、適切な申告と源泉徴収が行われれば、申告漏れは1%程度に抑えられることが分かっている。【財務省】
- 自営業者の申告漏れが多いことは一貫して明らかだといえる。その性質上、ギグワーカーは、一般的に自営業者として申告することになるが、例えば、1万5,000ドル（171万円）をギグワーカーと従業員に支払った場合、後者には源泉徴収が行われる一方、ギグワーカーが所得の申告をしないまま済むのであれば、公平とは言えないだろう。【合同租税委員会】
- 暗号資産については、Notice 2014-21により、財産（Property）であると整理している。暗号資産のキャピタルロスと他の暗号資産や株式などのキャピタルゲインと相殺することは可能である。短期保有は短期保有と、長期保有は長期保有と相殺することが可能である。【内国歳入庁】
- 暗号資産に関して、現在の第三者による情報申告は十分ではない。昨年11月に成立した超党派インフラ法により、暗号資産の取引を行う事業者から情報申告を求めることができるようになった。これによって、コンプライアンス機能が強化される可能性があり、大きな意味を持つ。取引の存在などを把握することができるようになることで、第三者からの情報入手や税務調査などのツールの活用がより有効にできるようになるだろう。【内国歳入庁】
- 現在、OECDの場で暗号資産報告フレームワーク（CARF）が検討されている。CARFは、暗号資産取引の報告について、既存のCRS（共通報告基準）のような体制を構築することを目指すもの。各国において、CARFを導入するための法律を制定し、暗号資産等の取引所に対して、暗号資産同士の取引、暗号資産と法定通貨との取引、商品やサービスの購入に使用される暗号資産の取引等について報告するよう求めるという内容となっている。本年の3月から4月にかけてパブリックコンサルテーションが行われた。【デロイト】

2. 米国における納税制度や税務手続

わが国においては、事業者の適正申告等を確保する観点から、電子化を含む適正な記帳のための税務手続上の取組等について政府税制調査会等の場で議論が行われているところ、原則として全員が確定申告を行う米国においては、記帳水準の向上のためにこういった取組が行われているのかについて聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

・ 米国においては、原則として全員が確定申告を行うため、市販の会計ソフトなど確定

申告に係るビジネスが確立している。

- ・ 内国歳入庁は、一定以下の所得の納税者を対象として、無料の税務申告ソフトや認定ボランティアによる税務申告支援プログラムを提供している。
- ・ 個人の電子申告率は、法人と比べて高い水準（個人：90%、法人：71%（2021年））を保っており、今回のコロナ禍により電子申告の利用者が増加している。

- 米国では、収入がある方のほとんどが確定申告をするが、会計事務所に申告書の作成を依頼する人と、自力で申告書を作成している人に分かれる。【EOS 会計事務所】
- 従業員の側で源泉徴収の税率を自由に決めることができる。従業員は、雇用主に源泉徴収に関する調書（Form W-4）を提出する必要があるが、例えば、確定申告時に多くの還付を得たい人は、源泉徴収の税率が高くなるように記入する。それに対して、会社はこんな税率ではダメとは言えない。【EOS 会計事務所】
- 会計事務所に依頼せず、自力で申告書を作成する人は、99%と言ってもいいくらい、市販の税務申告ソフトを購入して申告書を作成している。大手会社の税務申告ソフトだと、クオリティは高く、使い方さえ間違えなければ、ほとんど会計事務所が作るものと同じ水準ものが作れるものも存在している。個人事業主の場合、売上だけでなく、自宅をオフィスとして使用している場合は、そのオフィススペースの面積や家全体の面積に応じて、また自家用車を仕事で使用している場合、年間の走行距離などを入力すると、自動的に個人事業用の表が出来上がるようになっている。そのため、ソフト上での入力に必要な数値をエクセル等で集計していれば、簡単に申告書が作成できているのではないかと。【EOS 会計事務所】
- 記帳に適したソフトも販売されており、それを使用して記帳している人もいる一方、エクセルなどを使用して、手作業で売上や経費を記録している人もいる。いずれの場合であっても、大事なことは、個人用の銀行口座と、ビジネス用の銀行口座をしっかりと分けておくことである。個人事業主の場合、経費を引くことができるので、源泉徴収されている人に比べて、税務監査が行われやすい印象はあるが、その際に、銀行の明細を全て見られるため、会計ソフトを使わない場合でも、最低限、エクセルなどできちんと個人用とビジネス用で分けて管理する必要がある。【EOS 会計事務所】
- 内国歳入庁のサイトで、所得の制限などはあるが、無料の税務申告ソフトも提供されている。その場合でも、自分で入力する必要があるため、多少の能力や知識がないと使うのは難しいと思うが、比較的使いやすい作りになっているのではないかと。【EOS 会計事務所】
- クレジットカード会社の中には、個人事業用に毎月の明細がビジネス名目として集計しやすいように出るカードタイプを提供しているところもある。米国では、個人で事業を始める際、日本で言う合同会社に相当する LLC（Limited Liability Company）を作ることが多い。現在は非常に簡単にオンラインで作れる時代になっていて、LLC を作る時に、オンラインで設立に必要なプロセスを進めていくと最後の方で、「この LLC 用のクレジットカードを作るか」という質問が設けられている州もある。【EOS 会計事務所】
- 米国でも、内国歳入庁が e-file による電子申告の推奨を十何年前から行っている。法人税でいうと、例えば我々のクライアントはほぼすべて電子申告をしており、個人の場合でも電子申告が多い。コロナ禍で電子申告が加速されたことも要因としてある。【KPMG】
- 米国ではほぼ全員が確定申告するので、例えば、図書館などに内国歳入庁の認定ボランティアの人がいて、無料で確定申告を手伝うというシステムが存在している。家にパソコンがないような高齢者の方でも、領収書などを持って行って、支援を受けながら申告書の作成ができるような環境になっている。【EOS 会計事務所】

<その他>

- 米国でも確定申告を行わない人はいる。米国では確定申告書の情報に基づき、Economic Impact Payment という給付措置を行ったが、確定申告をしていない場合は、自ら申請しなければならなかった。ホームレスの方など、受給資格はあるが、インターネットにアクセスできる環境にない人に対しては、ホームレスシェルターや食事を支援する宗教団体などを通じて申請の働きかけを行った。他方、少なくない申請が紙で行われたため、コロナ禍でのオフィス閉鎖や、出勤が制限されている中、処理することは大きな課題だった。【内国歳入庁】
- 連邦の資金提供がある支援プログラムの受給資格の決定に当たり、納税データを確認することが法律で定められており、社会保障番号を用いて確認が行われている。申請者が申請書に署名することで、データベース上で照合すること可能となる。例えば、社会保障番号を利用して、金融機関から申請者の口座情報を確認し、コンピューター上で法定調書のデータの照合なども行っている。【ニューヨーク州政府】

3. 国際課税に関する動向

経済のグローバル化やデジタル化の進展に対応した適切な法人税の課税権の配分のあり方について、昨年10月に2本の柱からなる国際的な合意がなされ、現在、OECDを中心に詳細なルールを検討中であるところ、2本の柱について米国内での議論の状況を聴取した。

また、今般のコロナ禍によりわが国でもテレワークが普及し、今後、国境を跨いだテレワーク勤務などが行われる例も増加していくと考えられるところ、こういった働き方の変化に伴い、米国では課税権のあり方についてどのような検討が行われているかについて聴取した。

調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

- ・ OECDでの議論が先行している第2の柱（グローバル・ミニマム課税）については、ビルド・バック・ベター法案の中で、既存のGILTI税制を第2の柱を踏まえた制度へと見直すことが提案された。
※2022年8月16日に成立したインフレ抑制法には、GILTI税制を第2の柱を踏まえた制度へと見直す改正は盛り込まれなかった。
- ・ 国境を跨いだテレワークを行った場合の個人所得税に係る所得源泉地の判定のあり方について、連邦税のレベル（国家間の課税権）では具体的な検討は行われていない（国境を跨いだテレワークを行った場合でも、原則として物理的に存在する場所が所得の源泉地であるとの整理）。
- ・ 一方、州税のレベル（州間の課税権）で、国際課税の議論を先取りするような議論が行われており、例えば、法人税（州税）に関して、ある州において、物理的なオフィスは存在しないが、テレワークを行っている社員がいる場合、その州にも法人税の課税権を認めるべきかといった議論がある。

<第1の柱>

- バイデン政権は両方の柱を実行することに全力を注いでいる。第1の柱について、対象となる企業の多くは米国企業となる。しかし、デジタル・サービス・タックスに関する税制の不確実性の解消など、米国がこの法案から得ることを望んでいるものもある。そのため、第1の柱にはセールスポイントがあり、第1の柱の実施について議会で議論している。【財務省】
- 第1の柱の影響は、企業によって異なると思う。第1の柱は何を意図していたのかというと、ソー

シャルメディアや Google のオンライン広告などに対する他国のデジタル・サービス・タックスを排除することだった。しかし、現在の第1の柱の対象は、より多くの企業を対象となるように拡張されている。現時点で公表されているルールが少なく、未知数な部分が多いため、収益への影響を正確に判断することは困難である。【合同租税委員会】

- 第1の柱について、我々は財務省からより多くの情報が出てくるのを待っているところである。最も重要なことは、第1の柱の実施によって米国の税収がどうなるのかを知っておくことである。財務省の予想では、おそらく歳入に対する影響は中立だと言われているが、詳細な分析はまだ行われていない。【下院歳入委員会（民主党スタッフ）】
- 第1の柱について、米国の歳入に与える影響について評価するために必要な情報がまだない。この点について、我々はバイデン政権に何度も要求しているが、まだ回答を受け取っていない。議会のメンバーは、どのような内容の法案を評価する場合でも、収益に与える効果はどうか、米国内企業にどのような影響を与えるのかに非常に関心があるが、その答えはまだ得られていない。合同租税委員会は超党派の税務アドバイザーであり、税制条項に関する歳入の見積りを行っているが、彼らが第1の柱と第2の柱の両方について独立した分析を行えるよう、バイデン政権から合同租税委員会に情報を提供するよう要請している。【上院財政委員会（共和党スタッフ）】

＜第2の柱＞

- 税金の安い国へ利益を移転させる企業に対して、2017年に、国外の軽課税無形資産所得に対する最低課税として、GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income) 税制が創設された。これは共和党政権時の法案だった。【合同租税委員会・タックス・ポリシー・センター】
- ビルド・バック・ベター法案において、現行の GILTI 税制を第2の柱を踏まえた内容とするために、同税制の修正が提案されている。もし GILTI 税制が適格 IIR とみなされれば、米国は第2の柱に準拠することとなる。【財務省・下院歳入委員会（民主党スタッフ）】

＜テレワーク＞

- 米国では一般的に、個人所得税は、物理的な存在 (Physical Presence) がある場所で課税される。例えば、カナダに住んでいる人が、リモートで米国内にある企業で働く場合、米国では課税対象とならず、物理的にサービスを提供している場所であるカナダで課税対象となる。租税条約上の例外はあるが、基本的には物理的な存在が重要である。米国内で物理的にサービスを提供していない場合、所得源泉は海外にあるとみなされ、源泉徴収の対象とはならない。【デロイト】
- 最近、ギグワーカーなども増えてきているが、連邦レベルにおいて、個人所得税の源泉地に関するルールについて、何らかの修正を加えたり、例外を設けたりするといった議論は行われていない。【デロイト】
- 多くの人々がテレワークからオフィスに戻ってきているが、戻ってきた人たちの働き方を見ると、柔軟性があることがわかる。例えば、議会予算局の同僚は火曜日と水曜日の2日間をコアタイムとして、それ以外の日は必要に応じて在宅勤務を行うなど、フレキシブルに働くことが求められている。街中の法律事務所や会計事務所では、オフィスに人がいることを想定していないと思われる。【合同租税委員会】
- テレワークによって、都市の中心部が空洞化する可能性もある。また、所得がどの州で課税されるかという問題が生じる。州を跨いだ所得税の適用について、多くの不確実性が予想される。【合同租税委員会】

- 住んでいる州とは別の州で働いている人がたくさんいる。その場合、どの州が課税するのかという問題がある。課税ベースをどこに置くかという問題が、ここ数年、重要性を増してきている。【タックス・ポリシー・センター】
- テレワークの場合の課税権については、州税で問題になっており、クロスボーダーより州税の次元で議論が活発になっている。州税の場合は2つ観点があって、テレワークを行っている人を雇っている企業がある州での法人税をどうするかという点と、源泉徴収の対応をどうするのかという点がある。後者については、州によって色々と扱いが異なっているが、例えば、隣接するニュージャージー州とペンシルバニア州の間では、勤務地と居住地が違うケースがよくあるため、元々協定のようものが結ばれており、調整がつきやすいが、今回のコロナ禍の中で、人によっては実家に戻ってそこからテレワークする人も増えてきており、全く離れた州から仕事をする場合、どう整理するのが問題となっている。【KPMG】
- 法人税の観点だと、その州に企業の正規なオフィスがあれば、その州で課税するという点で問題無いのだが、オフィスはないが、テレワークの人だけが州に存在する場合はどうするのが問題となる。理論上は、やはり社員がいる以上、別にきちんと看板を掲げた支店がないとしても、法人税の申告義務が生じることになるのではないかと。昨年ぐらいまでは、コロナ禍で大変なこともあって大目に見られていたが、今年あたりから、きちんと整理していかないといけないという状況になっている。【KPMG】
- 議論になっている点として、ニューヨーク州は7年前から法人税は仕向地ベースとなっているが、ニューヨーク州には金融機関が多いため、投資顧問業の場合、ニューヨークで事務所を構えても、サービスの提供相手であるファンドの所在地がケイマン諸島やバミューダにあると、ニューヨーク州で課税が行われられないという話があった。2、3年前に法律を改正する動きがあり、まだ法案の段階だが、投資顧問業を営んでおり、取引相手がファンドのような場合、基本的には、ニューヨーク州で実質的な業務が行われた場合には、ニューヨーク州でサービスの提供が行われたものとみなすという内容となっており、かなり反響を呼んでいる。【KPMG】

4. 海外投資に関する税制・税務行政の動向

経済のグローバル化に伴い、わが国でも、国外のファンド（外国投資信託）へ投資を行うことで、未分配利益として課税が繰り延べられている場合、どのように対応すべきかについての議論が行われているところ、米国における制度的対応について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

■ Passive Foreign Investment Company (PFIC) 制度

- ・ 米国において外国投資ファンドに対する課税制度として存在する PFIC 制度は、米国国内のファンドに投資した場合は法人税や配当課税が課せられる一方、海外ファンドに投資した場合は収益が分配された際に課税されるのが原則だったため、イコールフットイングの観点から導入された。
- ・ Passive income が収入や資産に占める割合が一定以上の場合、当該ファンドは PFIC と判定される。
- ・ 投資家は、①実際にファンドから分配が行われた時点で課税、②ファンド側で利益が実現した時点で、実際に分配がなくても分配があったものとして課税、③期末に時価評価をして課税（ファンドが上場している場合）の3つの課税方式から1つを選択することができる。

- ・ ①を選択した場合、実際の分配時に一定以上の部分に通常所得の最高税率で課税されるとともに、利子税が賦課される。

- 1986年にPFIC制度が導入された。それ以前は、米国の投資家が外国投資ファンドに投資した場合、外国投資ファンドの収益には課税されず、外国投資ファンドが実際に収益を分配したときに投資家側で課税されるのが一般的だった。一方、国内投資ファンドに投資した場合、少なくとも法人税か配当課税のいずれかが課されるため、米国議会は、国内ファンドが投資資金を集める上で不利になるのではないかと懸念していた。【デロイト】
- PFICへの投資総額が25,000ドル（285万円）以下、あるいは特定の間接投資で5,000ドル（57万円）以下であれば、年次報告書を提出する必要はない。【デロイト】
- CFC制度は、米国の個人や法人が10%以上の株式等を所有する企業でなければ適用されないが、PFIC制度は株主であれば誰でも適用される。CFC制度とPFIC制度の条件を同時に満たしている場合、当該ファンドはCFCとして取り扱われる。【内国歳入庁・デロイト】
- 内国歳入法第1291条の超過分配方式では、実際に配当金を受けたときに課税される方式。ただ、実際の分配時に一定以上の部分に通常所得の最高税率で課税されるとともに、利子税が賦課されるため、納税者は、Qualified Electing Fund (QEF) 方式※を選択するのが、最も一般的な方法である。【内国歳入庁・デロイト】
※ ファンド側で利益が実現した時点で、実際に分配がなくても分配があったものとして課税する方式
- PFICに該当する場合、米国の投資家に報告義務が生じるため、ファンドは必要な情報を投資家に提供する必要がある。【KPMG】
- 米国では、2010年に外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）が制定され米国人の口座を有する外国金融機関は、その口座が5万ドル（570万円）以上である場合、米国の当局に報告しなければならない。違反した場合は、ペナルティーがある。その結果、当局は大規模なコンプライアンス活動を行い、海外に口座を持ちながら申告していない裕福な米国人に対する事例を追跡調査するようになった。【合同租税委員会】
- 税務調査時に、納税者がPFICに投資しているかどうかを確認するが、PFICに特化した執行プログラムはない。また、端緒として、FATCAに基づく報告を通じて情報を得ることもある。【内国歳入庁】

（以上）